

福岡県公報

平成29年4月25日
第3887号

目次

告示(第335号-第338号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) …………… 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) …………… 1
- 福岡県における飼料作物の奨励品種、早晚性、奨励する地帯及び主な利用方法 (畜産課) …………… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 3
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 4
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 福岡県土地利用基本計画の変更 (総合政策課) …………… 9
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) …………… 9
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 10
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 10
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 10

人事委員会

- 平成29年度福岡県職員採用 (I類・II類・III類・民間企業等職務経験者) 試験の施行 (人事委員会事務局任用課) …………… 10
- 平成29年度福岡県職員採用選考試験 (前期) の実施 (人事委員会事務局任用課) …………… 12

公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 15
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 17
- 警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 (警察本部生活保安課) …………… 19
- 警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合格者審査の実施 (警察本部生活保安課) …………… 21

告示

福岡県告示第335号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代5月号	雑誌15183-05	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント5月号	雑誌15115-5	マイウェイ出版株式会社	
図書	3	王国の崩壊～山口組分裂の深層～	ISBN978-4-86297-540-9	ロングランドジェイ(有)	

福岡県告示第336号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条

の2第4項の規定により公示する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏名	区域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
福岡市東区 大字弘 〃	重川 明 広 今 泉 等	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧弘漁業協同組合の地区 (弘加入区)	小型底びき網漁業、小型 特定漁業及び小型一般 漁業
宗像市鐘崎 宗像市上八	中 村 忠 彦 岩 瀬 誠	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	総トン数10トン以上100 トン未満の漁船により営 む漁業であって一般まき 網漁業以外の漁業、小型 船びき網漁業、小型特定 漁業及び小型一般漁業

福岡県告示第337号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法（平成28年4月福岡県告示第380号）は廃止する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

種類	品 種	早晩性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアン ライグラス	あかつき	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	いなずま	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ゼロワン	早 生	〃	サイレージ・乾草
	さつきばれ	中 生	〃	サイレージ・乾草

	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	スプリングロール	中 生	〃	サイレージ・乾草
	ジャイアント	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	マンモスB	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エース	晩 生	〃	サイレージ・生草
	ムサシ	晩 生	〃	サイレージ・乾草
青刈えん麦	ウルトラハヤテ韋駄天	超極早生	〃	サイレージ・乾草・生草
	スーパーハヤテ隼	極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草
青刈大麦	エンダックス	極 早 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	ワセドリ2条	極 早 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
青刈とうもろこし	はるか二条	早 中 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	SH4681（スノーデント115）	早 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	KD680（ゴールドデントKD680）	早 中 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	ゆめそだち	中 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	SH3815（スノーデント125わかば）	中 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	30D44（パイオニア135日）	晩 生	〃	サイレージ（ホークロップ）・二期作用
青刈ソルガム	K70（キングソルゴー）	早 生	〃	サイレージ・生草
	SX-17（スダックス316）	早 生	〃	サイレージ・生草
	FS306（雪印ハイブリッドソルゴー）	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	HS-G（タキイのハイブリッドソルゴー）	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	Sugar Graze（シュガーグレイズ）	中 晩 生	〃	サイレージ・生草

	SG-1A (甘味ソルゴー)	中 晩 生	〃	サイレージ・生草
	KCS-105 (スーパーシュガーソルゴー)	晩 生	〃	サイレージ・生草
	FS902 (ビッグシュガーソルゴー)	晩 生	〃	サイレージ・生草
スーダングラス	HS-K1 (ヘイスーダン)	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	シュガースリム	早 生	〃	サイレージ・乾草
	KCS-207 (サマーベラー細莖)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	TR-92 (ドライスーダン)	早 中 生	〃	サイレージ・乾草
	HS-9401 (ベールスーダン)	中 生	〃	サイレージ・乾草
	うまかろーる	晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ロールキング	晩 生	〃	サイレージ・乾草
ローズグラス	カタンボラ	中 生	〃	サイレージ・乾草
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中 生	〃	サイレージ・生草
	青葉ミレット	中 生	〃	サイレージ・生草
オーチャードグラス	アキミドリⅡ	極 早 生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早 生	〃	放牧・採草
しろクローバ	フィア	早 生	〃	放牧
あかクローバ	ケンランド	早 生	〃	放牧・採草
バビアグラス	ペンサコラ	早 生	〃	放牧
稲発酵粗飼料用稲	モグモグあおば (西海飼262号)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	タチアオバ (西海飼253号)	極 晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	たちすずか (中国飼198号)	極 晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)

福岡県告示第338号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定に基づき、平成28年3月福岡県告示第300号筑豊広域都市計画下水道事業飯塚公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 施行者の名称
飯塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑豊広域都市計画下水道事業飯塚公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和43年9月3日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成28年3月福岡県告示第300号の事業地に次の区域を加える。

飯塚市

伊川 字本牛、字水洗、字前の原、字イリウの一部

相田 字片鉢、字寺浦の一部

鯉田 字井手ヶ浦、字本谷、三反牟田、字永浦の一部

また次の区域を削除する。

柳橋 字岩ヶ鼻、字古川の一部

鯉田 字太田、字上村、字殿池、字上川原、字峯、字長田、字砂入、字福田、字松本、字井出ヶ浦の一部

川島 字荒巻、字灰交、字岩境の一部

柏の森 字芦ヶ浦の一部

下三緒 字岡ノ浦の一部

上三緒 字宮浦、字城尾の一部

伊岐須 字船平、字千手、字火尻町の一部

横田 字大森、字松本の一部

大日寺 字井尻の一部

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年4月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

人事給与システム用機器等の賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年5月15日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る機能証明書を期限までに提出し、確認の通知を受けている者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

人事給与システム用機器等の賃貸借

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による

(3) 賃貸借期間

平成30年2月1日から平成36年1月31日まで（72か月）

(4) 納入場所

福岡市内のインターネットデータセンター、福岡県総務部総務事務厚生課はか関係各課及び各教育事務所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・ 申請書の提出場所、入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成29年6月6日 (火曜日) 現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具 (電子通信機器)	AA
13	04	サービス業種その他 (調査統計)	AA
13	08	サービス業種その他 (リース・レンタル)	AA
13	11	サービス業種その他 (その他)	AA

(2) 納入しようとする物品が1の(2)に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書、機能証明書作成要領に従い作成し、平成29年5月18日 (木曜日) までに、5の部局に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があって、5の部局から補正又は説明を求められた場合に、平成29年5月25日 (木曜日) までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課給与支給班 (県庁行政棟3階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3041 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成29年4月25日 (火曜日) から平成29年5月15日 (月曜日) までの期間 (福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条第1項に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く。) の毎日、午前9時00分から午後5時00分まで (午後0時00分から午後1時00分を除く。)

(2) 交付場所

5の部局とする。

9 入札説明会の開催

(1) 日時

平成29年5月2日 (火曜日) 午後2時00分から

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟1階 総務事務厚生課入札室

(3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成29年5月1日 (月曜日) 午後5時00分までに入札説明会参加予定者報告書をファクシミリにて提出すること。

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成29年6月6日（火曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を直接持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。）により、次のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「6月7日開封《人事給与システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「6月7日開封《人事給与システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態であると認めるときは、当該入札を延期し、又

はこれを中止することができる。

11 開札の日時及び場所等

(1) 日時

平成29年6月7日（水曜日）午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟1階 総務事務厚生課入札室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。

なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の8に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成29年6月5日（月曜日）午後3時00分までに5の部局へ「保証金等納付書」

(5の部局で入手すること。)を添えて納付し、又は提供すること。(「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照のこと。)

(3) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。契約締結時の条件として暴力団排除条項に係る誓約書を提出すること。
なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、直ちに、課税(免税)事業者届出書を提出すること。
- (3) 落札者は、「人事給与システム用機器等の賃貸借契約書(案)」の別記「個人情報取扱特記事項」について、あらかじめ落札者の個人情報の取扱状況について確認するための「委託先における個人情報の取扱チェックリスト」を、契約締結前に提出すること。
- (4) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (6) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (7) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity
A Lease contract of the machinery for Personnel Remuneration system
- (2) Time Limit of Tender
5:00 P.M. 6 June, 2017
- (3) Contact Point for Notice
General Affairs and Welfare Division, General Affairs department,
Fukuoka Prefectural Office,
7-7, Higashikoen, Hakata-ku,
Fukuoka City, 812-8577,
Japan
TEL 092-643-3041

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市新田字前川453番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区室住団地45番403号
森木 悠輔 森木 千恵美

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成29年3月27日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る事項
福岡県土地利用基本計画図の農業地域の区域
- 2 変更の内容
計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおり	北九州市

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課及び関係市役所において縦覧に供する。）

公告

解散した清算法人松田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
谷 本 英 司	京都郡みやこ町勝山松田2320番地
坂 邊 芳 則	京都郡みやこ町勝山松田1854番地
由井野 一 敏	京都郡みやこ町勝山松田2339番地
由井野 信 行	京都郡みやこ町勝山松田2361番地
九十九 芳 晴	京都郡みやこ町勝山松田2430番地
椎 野 昭 広	京都郡みやこ町勝山松田2338番地2
櫛 野 正	京都郡みやこ町勝山松田2181番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
城井郷土地改良区	平成29年4月14日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町東隈一丁目165番1及び165番6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区加茂二丁目4番6-203号
日下部 聖

公告

糸島市志摩土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

退任監事

氏名	住所
内野 秀敏	糸島市志摩師吉167番地87

公告

小郡土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年4月25日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
藤井 親光	小郡市下岩田1103番地2
高山 俊夫	小郡市光行352番地1
岩橋 哲夫	小郡市八坂818番地
三原 貞伸	小郡市横隈1751番地1
鶴田 徳	小郡市山隈996番地1

人事委員会**公告**

福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者）試験を別表のとおり施行する。

平成29年4月25日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

平成29年度福岡県職員採用試験

回数	種類	試験区分	受験資格		試験日	試験科目	試験地	合格者発表		受付期間	試験の特例等	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他
								発表日	発表の方法					
第173回	I類	行政警察児童福祉土木建築電気学業木業産産師士	年齢	薬剤師	第1次	6月25日	福岡市 東京都	第1次	7月上旬		I類行政、教育行政及び警察行政、II類（農業を除く。）並びにIII類（土木を除く。）については、点字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階 総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階 文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂） ⑦各大学、短大等の就職担当窓口	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				上記以外										
				児童福祉										
				薬剤師										
				栄養士										
第174回	民間企業等職務経験者	行政	資格・免許	平成4年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	第1次	8月27日	福岡市 東京都	第1次	10月上旬		①持参又は郵送の場合は、平成29年7月18日から平成29年7月28日まで。なお、郵送による申込みは平成29年7月28日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成29年7月18日から平成29年7月25日まで	①持参又は郵送の場合は、平成29年7月18日から平成29年7月28日まで。なお、郵送による申込みは平成29年7月28日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成29年7月18日から平成29年7月25日まで	※①については郵送による申込用紙の請求もできる。 ※⑦については民間企業等職務経験者採用試験を除く。	
				昭和33年4月2日以降に生まれた者で、平成29年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者										
第175回	II類	行政事務 教育行政	年齢	平成4年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	第1次	9月24日	福岡市	第1次	10月上旬		①持参又は郵送の場合は、平成29年8月14日から平成29年8月25日まで。なお、郵送による申込みは平成29年8月25日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成29年8月14日から平成29年8月22日まで	①持参又は郵送の場合は、平成29年8月14日から平成29年8月25日まで。なお、郵送による申込みは平成29年8月25日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成29年8月14日から平成29年8月22日まで		
				平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。）										
第175回	III類	一般事務 教育行政 警察行政 土木	資格・免許	平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。）	第1次	9月24日	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第1次	10月上旬		①持参又は郵送の場合は、平成29年8月14日から平成29年8月25日まで。なお、郵送による申込みは平成29年8月25日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成29年8月14日から平成29年8月22日まで	①持参又は郵送の場合は、平成29年8月14日から平成29年8月25日まで。なお、郵送による申込みは平成29年8月25日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成29年8月14日から平成29年8月22日まで		
				土木は 教養試験 専門試験 上記以外は 教養試験										
					第2次	7月中旬～8月上旬	福岡市	最終	8月中旬					
					第2次	10月下旬	福岡市	最終	11月下旬					
					第1次	9月24日	福岡市	第1次	10月上旬					
					第2次	10月中旬	福岡市	最終	11月下旬					

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。ただし、I類栄養士の試験区分については、日本国籍を有しない者であっても現に日本に永住している者は受験することができる。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 民間企業等職務経験者採用試験の「民間企業等における職務経験」とは、会社員又は自営業者として6ヶ月以上継続して就業すること（1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。）その他人事委員会が認めるものをいう。なお、現に福岡県職員（任期付職員、臨時任用職員及び非常勤職員を除く。）である者はこの試験を受験することができない。

公告

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

平成29年4月25日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

平成29年度福岡県職員採用選考試験（前期）

職種・区分	職務内容	採用時勤務予定場所	受験資格			試験日	選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他
			看 護 師	電 子	機 械 A				電 子	電 子				
看護師	看護師業務	粕屋新光園 (医療型障害児入所施設)	看 護 師 若 しくは 准 看 護 師 免許を有する者又は平成30年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和57年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者	第 1 次 6月25日	看護師、心理判定員、保育士及び保健師は 教養試験 専門試験 船員は 教養試験 上記以外は 専門試験 論文試験	福岡市 東京都	第 1 次	7月中旬	福岡県庁舎行政棟北側告知板及び福岡県人事委員会事務局に合格者の受験番号を掲示する。合格者には書面で通知する。	①持参又は郵送の場合は、平成29年5月15日から平成29年5月26日まで ②インターネットの申込みは平成29年5月26日までの消印のあるものに限る。 ③インターネットの場合は、平成29年5月15日から平成29年5月23日まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂） ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。	福岡県人事委員会事務局 この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
研究職員	電子	センサー・ネットワーク等のIoTに関連する機器の設計・評価・活用に関する研究及び試験、技術指導	工業技術センター（機械電子研究所）	電気機械・電子・情報通信機器等の回路設計、センサー・ネットワーク等の設計に関する学科	①昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②平成6年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者若しくは平成30年3月までに修了見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者									
研究職員	機械A	機械構造部品等の機械加工や金属積層造形、精密測定に関する研究及び試験、技術指導	工業技術センター（機械電子研究所）	切削加工、研削加工、精密測定、機械力学、熱力学及び材料力学に関する学科	①昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②平成6年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者又は平成30年3月までに修了見込みの者									
研究職員	デザイン	家具・木工製品をはじめ、工業製品全般を対象とした高付加価値なデザイン・設計・製造に関する研究及び試験、技術指導	工業技術センター（インテリア研究所）	デザイン設計、プロダクトデザインに関する学科										
研究職員	化学A	ゴム・プラスチック等高分子の複合材料開発、当該材料を用いた工業製品用部品開発に関する研究及び試験、技術指導	工業技術センター（化学繊維研究所）	高分子材料の機能化及び分析・評価技術に関する学科										
研究職員	化学D	環境保全（大気、水質、土壌、廃棄物及び放射線等）に関する調査、試験及び研究	保健環境研究所	分析化学、環境化学、放射線等に関する学科										
研究職員	薬学	食品、医薬品、化学物質等に関する理化学的な試験研究及び細菌、ウイルス等に関する微生物学的な試験研究	保健環境研究所	薬理学、衛生化学、公衆衛生学、生物化学、分析化学、微生物学に関する学科										
獣医師	獣医師業務	保健福祉環境事務所、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等	獣医師免許を有する者又は平成30年5月までに免許を取得する見込みの者	①昭和53年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②平成6年4月2日以降に生まれた者であって、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成30年3月までに卒業見込みの者	日本国籍を有する者									
船員（航海）	船舶の運転、漁業取締り及び調査観測業務並びに司厨業務	農林水産部水産局漁業管理課、水産海洋技術センター	五級海技士（航海）以上の免許を有する者又は平成30年6月までに免許を取得する見込みの者	昭和57年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者									

心理判定員	心理判定、心理療法及び相談・指導等の業務	児童相談所等		大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくは平成30年3月までに卒業見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 ②平成8年4月2日以降に生まれた者であつて、大学において、左に掲げる学科等を修めて卒業した者又は平成30年3月までに卒業見込みの者	日本国籍を有する者
児童自立支援専門員	児童自立支援施設における児童自立支援専門員の業務	福岡学園		福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第78条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成30年5月までに資格を取得する見込みの者	昭和57年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であつても、現に日本に永住している者
保育士	児童福祉施設等における保育士の業務	児童相談所、福岡学園、粕屋新光園		保育士の資格を有する者又は平成30年3月までに資格を取得する見込みの者	昭和63年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であつても、現に日本に永住している者
保健師	保健師業務	保健福祉環境事務所等		保健師免許を有する者又は平成30年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和63年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であつても、現に日本に永住している者
職業指導員	OAビジネス科	県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校		職業能力開発促進法第28条による職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者 (OAビジネス科は事務科の職業訓練指導員免許 電気工事は電気工事は電気工事の職業訓練指導員免許	昭和57年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であつても、現に日本に永住している者
	電気工事科					

心理判定員及び保健師は 論文試験 人物試験 資格調査 看護師、船員及び保育士は 作文試験 人物試験 資格調査 研究職員、獣医師及び児童自立支援専門員は 人物試験 資格調査 職業指導員は 実技試験 人物試験 資格調査	職業指導員は 福岡県 上記以外は 福岡市	最 終	8 月 中 旬
---	-------------------------------	--------	------------------

(注1) この試験を受験できない者
 ・地方公務員法第16条に該当する者
 ・職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

(注2) 上表中、「大学院」とは学校教育法に規定する大学院その他人事委員会が認めるものをいう。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第120号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成29年4月25日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交通誘導警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成29年8月1日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成29年8月2日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

- (2) 交通誘導警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成29年6月26日（月）から同年6月28日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務2級 16,000円

イ 交通誘導警備業務1級 14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(4)のとおり、住所地又は

営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問合せは、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができ（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。
- (5) 交通誘導警備業務1級検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

福岡県公安委員会告示第121号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び

機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成29年4月25日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成29年6月15日（木）から同年6月22日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成29年6月20日（火）から同年6月22日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習

- 38名
- (2) 追加取得講習
10名
- 4 受講対象者
- (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者
- 5 受講申込手続等
- (1) 受付期間

- 平成29年5月29日（月）から同年5月31日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
- ア 新規取得講習
- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
- ※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
- b イに該当する者
合格証明書（1級）の写し
- c ウに該当する者
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- d エに該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
- e オに該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習

(ア) 前記5(1)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第122号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成29年4月25日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
平成29年8月3日(木)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成29年6月26日（月）から同年6月28日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- (イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 旧合格証の写し

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし

(3) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 審査に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

福岡県公安委員会告示第123号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成29年4月25日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

平成29年6月1日（木）から同年7月31日（月）までの間

※ 福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

県の休日を除く、平成29年6月1日（木）から同年7月31日（月）までの、午前

- 9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (2) 受付場所
- ア 前記3(1)ア又は同3(2)アに該当する者
住所を管轄する警察署
- イ 前記3(1)イ又は同3(2)イに該当する者
営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 前記3(1)ウ又は同3(2)ウに該当する者
旧合格証の交付を受けた警察署
- (3) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- ※ 同申請書には、申請者本人の押印が必要。
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚
- (ウ) 旧合格証の写し
- (エ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）
- a 前記3(1)に該当する者
検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）
- b 前記3(2)に該当する者
検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所を管轄する警察署に申請する場合
住所を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

- (イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし

5 申請方法

- (1) 前記4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。
- (2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。
- (3) 手数料

書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

- (1) 書面審査に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。